

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年（2021年）5月28日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

持続的物流体制構築検討事業委託業務

### (2) 業務の目的

新幹線列車と貨物列車が共用走行する青函共用走行区間においては、2030年度末の北海道新幹線全線開業時の新幹線列車高速走行化に伴い、貨物列車による輸送体制に影響を及ぼすことが想定されている。そのため、海上輸送力の向上に向けて、鉄道輸送を海上輸送に転換する際の輸送方法の検討を行うとともに、代替輸送実施に伴う影響を把握し、北海道一本州間における物流が安定的かつ効率的に輸送体制を確保していくために必要な方策について検討する。

また、全国的に自然災害の激甚化が指摘されている中、本道においても災害発生の可能性が高まっており、北海道の産業及び道民生活に影響を及ぼすことが考えられる。そのため、災害発生時に鉄道輸送等に長期間の交通障害が生じた場合において、物流への影響を最小限とするための輸送方法等について検討する。

### (3) 業務の内容

#### ①鉄道輸送実態を踏まえた海上輸送転換における輸送ロットの設定及び道外港湾におけるトラック輸送の実態調査

##### ・鉄道貨物の輸送実態（輸送ロット）調査

鉄道輸送の実態を踏まえた海上輸送転換における輸送ロットの設定を行う。輸送ロットは輸送事業者や荷主へ確認した上で設定すること。

##### ・道外港湾におけるトラック輸送実態の把握

本道へ移出入される貨物において、道外側の港湾－発着地間のトラック端末輸送の実態をユニットロード貨物流動調査等から把握し、ODを作成する。対象とする道外側の港湾は、鉄道輸送を海上輸送に転換した際の増加量が大きい港湾を想定しているが、設定にあたっては業務担当員と協議すること。

#### ②北海道一本州間の物流確保に向けた対応方策の検討

##### ・鉄道輸送から現航路の海上輸送に転換した場合の検証

上記（1）を踏まえ、鉄道輸送を海上輸送へ転換した場合の現航路を活用した代替輸送ルートを設定する。また、これまで鉄道輸送されている貨物全量を代替輸送することが可能となるか道内外のトラック端末輸送も踏まえて検証する。

##### ・代替輸送により生じる影響の検討

鉄道貨物を代替輸送で運ぶことにより生じる輸送コストのアップやリードタイムの増加、品質の低下など道内物流への影響について検討する。また、代替輸送が困難となる品目を抽出する。

- ・北海道一本州間の物流確保に向けた対応方策の検討

海上輸送力の向上のほかトラック端末輸送力の向上や鉄道輸送力の維持・確保など、北海道一本州間の物流を確保するためのあらゆる対応方策を検討し、必要となるコスト等を踏まえ、その実現性を検討する。なお、コストの算出に当たっては、関係者からの聞き取りによることを想定している。

海上輸送力の向上は船舶の大型化や増便、トラック端末輸送力の向上はトラック輸送の効率化やシー&レールの活用、鉄道貨物輸送能力の維持・確保は1車両編成の増強やダイヤの効率化、貨物新幹線の導入、その他として貯蔵能力の強化などを想定しているが、他に考えられる方策についても抽出する。

- ③災害発生時における道内物流の検討

- ・道内物流への影響把握

過去に発生した自然災害の中から切迫性や社会的影響等を踏まえ、鉄道貨物輸送に関して影響の大きい災害を検討モデルとして1ケース選定する。

選定した災害による物流への影響を想定し、現状の輸送形態で運べなくなる貨物の品目や貨物量等を推計する。

- ・輸送方法の検討

上記の運べなくなる貨物について、ルートやモードの変更等による輸送方法を検討する。輸送を行う上で全てを運びきれない場合においては、既存の貯蔵施設など備蓄が可能な施設の活用についても検討する。

- ・実現性の検討

想定した輸送方法を実施するにあたり、解決しなければならない課題などを荷主や輸送事業者から聞き取りを行い実現性を検討した上で今後の対応方法を提案する。

- ④物流対策ワーキンググループ対応

本事業で実施している内容について議論を行うため、物流対策ワーキンググループに向けて資料作成を行うとともに、ワーキンググループにも出席し当日の記録等の作成を行う。

なお、物流対策ワーキンググループは3回程度を想定し、資料の印刷は発注者側で行う。

- ⑤事業結果の取りまとめ

事業の実施結果をまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）1部、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1部とする。

- (4) 契約期間

契約締結の日から令和4年（2022年）3月22日（火）まで

- (5) 納入場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課（物流）

## 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと
  - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
  - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - ①道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
    - ②本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - ③消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
  - ①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - ②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

## 3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
  - ア 提出期限  
令和3年（2021年）6月11日（金）15:00（必着）
  - イ 提出方法  
持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

#### ウ 提出場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課（物流）（担当：佐々木）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線 23-832）

011-204-5967（直通）

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 4 企画提案説明書の交付に関する事項

#### (1) 交付期間

令和3年（2021年）5月28日（金）から6月25日（金）まで

なお、交付時間は、8:45 から 17:30 まで（日曜及び土曜日を除く）とする。

#### (2) 交付場所

3 (1) ウに同じ。

#### (3) 交付方法

3 (1) ウで交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

- (2) 前項 (1) の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

#### ア 提出期限

令和3年（2021年）6月28日（月）15:00（必着）

#### イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

#### ウ 提出場所

3 (1) ウに同じ

### 6 提案の無効事業

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

### 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

### 8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

3 (1) ウに同じ

## 10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者は公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。